

2022

西いぶり広域連合議会会議録

第1回定例会

令和4年2月18日開会

令和4年2月18日閉会

西いぶり広域連合議会

令和4年第1回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会 議 時 間	会 議 内 容
2. 18	金	本 会 議	14:00~14:59	開会、会期の決定、議案の説明、議案の議決、一般質問、閉会

令和4年第1回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和4年2月18日（金）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会 付託年月日	議 決 結 果	
				原案可決	議決年月日
議案第 1 号	令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第6号）	4. 2. 18		原案可決	
					4. 2. 18
議案第 2 号	令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算	4. 2. 18		原案可決	
					4. 2. 18
議案第 3 号	西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例中一部改正の件	4. 2. 18		原案可決	
					4. 2. 18
議案第 4 号	西いぶり広域連合都市公園条例中一部改正の件	4. 2. 18		原案可決	
					4. 2. 18
議案第 5 号	西いぶり広域連合の休日に関する条例中一部改正の件	4. 2. 18		原案可決	
					4. 2. 18
議案第 6 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	4. 2. 18		同 意	
					4. 2. 18
報告第 1 号	専決処分について承認を求める件（令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第5号））	4. 2. 18		承 認	
					4. 2. 18
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定	
					4. 2. 18

目 次

第1号（令和4年2月18日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	2
○瀧浪議会事務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（天神林 美彦議員、堀 博志議員）	2
日程第2 会期の決定（2月18日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第5号、報告第1号（議案説明）	2
○青山広域連合長	2
○小泉事務管理者	3
日程第4 議案第6号（議案説明）	6
○青山広域連合長	6
日程第5 一般質問	7
○常磐井 茂樹議員	7
閉会宣告	15

令和4年2月18日（金曜日）

第 1 号

令和4年 第1回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和4年2月18日(金曜日)

午後 2時00分 開会

午後 2時59分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号～議案第5号、報告第1号
日程第4 議案第6号
日程第5 一般質問

12番 堀 博 志
13番 辻 浦 義 浩

○欠席議員(1名)

6番 木 村 辰 二

○説明員

広 域 連 合 長 青 山 剛
副 広 域 連 合 長 小笠原 春 一
副 広 域 連 合 長 村 井 洋 一
副 広 域 連 合 長 田 鍋 敏 也
副 広 域 連 合 長 真 屋 敏 春
事 務 管 理 者 小 泉 賢 一
代 表 監 査 委 員 杉 本 久 佐 男
事 務 局 長 安 田 智 樹
総 務 課 長 鈴 木 智
総 務 課 主 幹 松 下 幸 稔
総 務 課 主 幹 藤 谷 大 生
共 同 電 算 室 主 幹 佐 久 間 樹

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4
7 日程第5

○出席議員(14名)

議 長 15番 児 玉 智 明
副議長 14番 阿 部 正 明
1番 板 垣 正 人
2番 五十嵐 篤 雄
3番 森 太 郎
4番 真 鍋 盛 男
5番 石 澤 清 司
7番 早 川 昇 三
8番 細 川 昭 広
9番 常 磐 井 茂 樹
10番 千 田 文 孝
11番 天 神 林 美 彦

○事務局出席職員

事 務 局 長 瀧 浪 孝 行
議 事 課 長 田 中 隆 一
議 事 係 長 山 下 盛 弘
書 記 佐 藤 友 泰
書 記 浅 見 朋 哉

午後 2時00分 開会

○議長(児玉 智明) ただいまから、令和4

年第1回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

瀧浪事務局長

○議会事務局長(瀧浪 孝行) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの7件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
定期監査結果報告について
- 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について(一般会計 令和3年9月分～11月分)

上記のとおり報告します。

令和4年2月18日

西いぶり広域連合議会
議長 児玉 智明

○議長(児玉 智明) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、天神林 美彦議員並びに堀 博志議員を指名いたします。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第3 議案第1号令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第6号)外5件を一括議題といたします。

議案第1号 令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算

議案第3号 西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例中一部改正の件

議案第4号 西いぶり広域連合都市公園条例中一部改正の件

議案第5号 西いぶり広域連合の休日に関する条例中一部改正の件

報告第1号 専決処分について承認を求める件(令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号))

○議長(児玉 智明) 広域連合長から、提出議案の大綱について説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛)(登壇) 令和4年第1回西いぶり広域連合議会定例会の開会に当たりまして、提出議案の大綱について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、この西胆振地域におきましても新たな変異株が広がりを見せるなど、日常生活や事業活動に大きな影響が及んでおります。廃棄物処理施設は、地域住民の生活環境維持に欠かせない施設であるとの認識の下、運営会社と連携しながら引き続き感染防止対策に取り組んでまいり

ます。

また、コロナ後を見据えた地方行政のIT化に向けて情報収集を進めるとともに、制度改正などへの的確な対応に努めてまいります。

さて、令和4年度における各事務の取組につきましては、廃棄物処理事務では、新中間処理施設整備につきましては準備工事が終了し、基礎工事を皮切りに順次整備が進められる予定であり、住民の皆様に必要な情報提供を行い御理解いただきながら、令和6年10月の新中間処理施設の稼働開始に向けて着実に整備を進めてまいります。

共同電算事務では、西いぶり行政サービス基盤機器などを更新し、関係市町の事務に支障を来すことがないように努めてまいります。

次に、ただいま議題となりました議案5件、報告1件についてであります。補正予算は、デジタル社会形成に向けたシステム改修、使用済み乾電池の増加に伴う措置のほか、共同電算に係る業務委託について債務負担行為を設定するものであります。

令和4年度当初予算は総額71億4,917万8,000円で、編成に当たりましては、共同電算事務では、制度改正への的確な対応や効率的な運営、廃棄物処理事務では、新中間処理施設整備事業の着実な実施、既存施設の安定稼働、各構成市町の負担金軽減に向けた内部管理経費の圧縮を念頭に行ったところであります。

条例案につきましては、リサイクルプラザ条例中一部改正の件など3件であります。

報告事項は、臨時給付金システム改修に係る専決処分について、御承認をお願いするものであります。

以上が議案の大綱であります。案件につきましては事務管理者より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(児玉 智明) 小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) それでは、各案

件につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

このたびの補正は、制度改正に伴うシステム改修、洞爺湖町の給付金システム導入及び使用済み乾電池の排出量増加に伴う処理経費を措置するとともに、1件の債務負担行為を設定するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,010万7,000円を追加し、予算総額を27億591万1,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

第3款情報処理費では、共同電算システム運用経費として、住民基本台帳法の一部改正に伴う住民記録システム改修及び住民税非課税世帯等に対する給付金システム導入経費といたしまして940万8,000円を計上するものでございます。

第4款ごみ処理費では、使用済乾電池処理経費といたしまして69万9,000円を計上するものでございます。

次に、4ページ中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算及び廃棄物処理に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2条繰越明許費は、2ページ上段の第2表にございますが、第3款情報処理費におきまして、住民記録システム改修及び給付金システム導入経費につきまして、事業進捗の都合上、次年度へ繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、同じく2ページ下段の第3表にございますが、令和4年度当初から実施いたします共同電算用システム等保守業務委託で2億6,570万円の限度額を設

定するものでございます。

次に、議案第2号令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算でございます。

令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算及び予算説明書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を71億4,917万8,000円とし、第2条債務負担行為の限度額などの所要事項につきまして、4ページの第2表によるものとし、第3条一時借入金では、借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、歳出から御説明申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと存じます。

第1款議会費では、議員報酬や委員会調査旅費など議会運営に要する経費277万6,000円を計上してございます。

次に、第2款総務費では214万5,000円の計上でございます。一般管理費では、車両維持管理経費のほか、統一的な基準による地方公会計財務書類作成業務委託料などを計上してございます。

次に、14ページ、第3款情報処理費では、共同電算システム運用経費や西いぶりデータセンター整備事業費など7億7,889万1,000円を計上してございます。

次に、16ページ、第4款ごみ処理費では61億9,610万円を計上してございまして、第1項ごみ処理費では、中間処理施設管理運営経費、最終処分場管理運営経費、18ページになりますが、リサイクルプラザ管理運営経費など18億5,497万8,000円を計上してございます。

第2項施設建設費では、新中間処理施設整備事業費など43億4,112万2,000円を計上してございます。

次に、第5款土木費では、余熱利用施設等管

理運営経費として2,697万9,000円を計上してございます。

次に、20ページ、第6款災害復旧費では、前年度と同額の100万円を計上、第7款公債費では、データセンターや都市公園整備に関わる地方債の元利償還金など、合わせて4,927万4,000円を計上してございます。

次に、第8款職員費では、一般職の給与費や派遣職員給与費負担金など9,001万3,000円を計上してございます。なお、この職員費に関連いたしまして、24ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

次に、22ページ、第9款予備費は前年度と同額の200万円を計上してございます。

以上で歳出を終えまして、次に歳入について御説明申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金は56億6,034万9,000円の計上で、構成市町別の負担金につきましては説明欄に記載のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料では、ごみ処分手数料など1億2,514万7,000円を計上、第3款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金として12億6,916万5,000円を計上、第4款財産収入では、空き缶売払収入など3,999万8,000円を計上、次に10ページ、第6款諸収入では、廃棄物処理施設運営に伴う溶融飛灰等処分費収入など5,451万8,000円を計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、このほかの説明資料といたしまして、34ページに歳出予算額の款別及び節別予算調書、36ページに地方債の状況調書、38ページに職員費の目的別予算調書と歳出予算性質別前年度比較表を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、議案第3号西いぶり広域連合リサイク

ルプラザ条例中一部改正の件についてでございます。

本件は、民間事業者による家具、家電等の再生利用の普及により、再生家具の需要が満たされつつある状況を鑑み、本施設で実施しております再生家具の展示及び提供に関する規定を削除するものでございます。

なお、実施時期につきましては令和4年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

次に、議案第4号西いぶり広域連合都市公園条例中一部改正の件についてでございます。

本件は、都市公園における占用等について受益者負担の適正化を図るため、占用許可等に係る使用料に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、実施時期につきましては公布の日から施行してまいりたいと存じます。

次に、議案第5号西いぶり広域連合の休日に関する条例中一部改正の件についてでございます。

本件は、国及び道等の年末年始の休日を鑑み、効率的な行政執行を図るため、年末年始の休日を12月29日～翌年の1月3日とするものでございます。

なお、実施時期につきましては公布の日から施行してまいりたいと存じます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号専決処分について承認を求める件（令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第5号））についてでございます。

本件は、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に向けたシステム改修に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年12月1日付で専決処分による補正をさせていただいたもので

ございます。

報告第1号別紙の1ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出それぞれ844万6,000円を追加し、予算総額を26億9,580万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2ページ下段の歳出を御覧いただきたいと存じます。

第3款情報処理費で、共同電算システム運用経費として、臨時給付金システム改修といたしまして844万6,000円を計上してございます。

次に、2ページ中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉 智明） 質疑を行います。

初めに、議案第1号令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉 智明） ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉 智明） ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例中一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号西いぶり広域連合都市公園条例中一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号西いぶり広域連合の休日に関する条例中一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号))について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で報告第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第6号)、議案第2号令和4年度西いぶり広域連合一般会計予算、議案第3号西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例中一部改正の件、議案第4号西いぶり広域連合都市公園条例中一部改正の件及び議案第5号西いぶり広域連合の休日に関する条例中一部改正の件の5を一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案

第4号及び議案第5号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和3年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号))を採決いたします。

報告第1号は承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第4 議案第6号公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

議案第6号 公平委員会委員の選任について同意を求める件

○議長(児玉 智明) 提出者の説明を求めます。

青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛)(登壇) ただいま議題となりました議案第6号公平委員会委員の選任について同意を求める件についてでございますが、公平委員会委員の関 正人氏が令和3年11月24日をもって辞任いたしましたので、その後任につきまして、小林 進氏を適任と認め、選任いたそうとするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(児玉 智明) お諮りいたします。

本件は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉 智明） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（児玉 智明） 次は、日程第5 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹）（登壇） 日本共産党より、通告に基づき一問一答で順次質問してまいります。

まず最初に、共同電算について伺います。

国は骨太方針2021で行財政分野では自治体の集約化をはじめ、学校や公共施設の統廃合とPFIなど官民連携の促進、行政のデジタル化や2022年度末までにマイナンバーカードを全国民に取得させるなど、地方行革を一層徹底しようと圧力を強めています。

行政のデジタル化は自治体独自の施策を抑制し、自治体の個人情報保護施策を制限するものであり、企業のために個人情報を利活用させる仕組みづくりです。マイナンバー制度は個人情報集積の手段となり、共同電算に個人情報が集積されることとなります。

質問です。

デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正の具体的な内容と、それぞれの市町の記録システムとの関連はどのようになるのでしょうか。

2点目、データセンターでは既に60を超えるシステムを共同運用していると言われております。今後どのようなシステム運用が考えられているのか。これらのシステムとマイナンバー制度との関連及び個人情報の利活用の実情について伺います。

3点目、地方公共団体情報システムの標準化・共通化目的と標準化対象事務にはどのような事務が含まれていますか、伺います。

大きな2点目、新中間処理施設について伺

ます。

日本共産党は現在稼働している処理施設の導入には一貫して反対してまいりました。ガス化溶融炉の技術的な問題やシステムとしての不備を指摘してきました。その結果、多大な負担を構成市町が負うことになったことは大いに反省すべきであり、その教訓が新中間処理施設に生かされているのかとの観点から質問いたします。

契約金額214億3,570万円で、エネルギー回収型廃棄物処理施設としてストーカ式焼却炉で日量149トンの処理能力とマテリアルリサイクル推進施設を有し、地下1階地上5階建ての施設として令和6年9月30日までの契約期間として発注され、令和4年度から工事が本格化します。

質問1点目、焼却炉の容量を決定する際、地域計画や施設整備基本計画に基づき計画ごみ処理量について定めていると考えますが、1人当たりの排出量やごみ減量化とリサイクルの推進、さらに災害廃棄物等の処分量等を勘案して焼却炉の容量を決定しているというふうに考えますが、この点について伺います。また、この地域計画や施設整備基本計画に記載されている事項についても伺います。

質問2点目、循環型社会形成推進交付金交付要綱で交付対象事業が定められていますが、交付対象と認められない事業にはどのような事業があるのか、この点について伺います。また、交付要件はどのようになっているのでしょうか。

質問3点目、総額214億3,570万円の何%が、金額にして幾らが交付対象となるのか、この点について伺います。

大きな3点目、現中間処理施設の解体について伺います。

現在稼働中の中間処理施設について伺います。

現中間処理施設の解体時期については、昨年第2回定例会の一般質問で同僚議員に答えられていますが、解体費についての言及はありません。

んでした。9日に開催された総務常任委員会報告でごみ処理費・施設整備費の見通しが示され、旧施設の解体費用が記されています。

質問です。

解体費用として約2.2億円余りが記されていますが、試算額の内容及び根拠並びにコンサルタント会社への見積り委託などはなされたのかどうか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 答弁を求めます。

安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 常磐井議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、大項目の1つ目、共同電算に関わる御質問のうち、住民記録システムについてでございますが、このたびの住民基本台帳法の一部改正は、マイナンバーカード交付者の転出・転入手続に関するもので、いわゆる引越しワンストップサービスに対応するものでございます。

引越しワンストップサービスにつきましては、マイナンバーカード交付者が引越す場合には、インターネット上のマイナポータルから転出届や転入予約を行うことができ、ここで申請された転出届は転出地市町村へ通知され、住民記録システムに転出情報が登録されると転出証明書の情報が転入地市町村へ通知されるため、マイナンバーカード交付者は転入地市町村の窓口でマイナンバーカードを提示することで手続きが完了するとさせていただきます。

また、システムの対応でございますけれども、住民記録システムの改修が主となりまして、通知された転出届情報の取り込みや転出証明書情報の連携、転出証明書情報からの転入届出力などとなっております。

次に、共同電算センターの役割についてでございますが、同センターでは現在、住民記録システムや各種税システムなど6.6の業務システムが稼働しており、住民記録や介護保険など1.3業務がマイナンバー法に基づき情報提供・照

会を行ってございます。

今後のシステム運用につきましては、昨年9月に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、標準化対象とされている業務システムを令和7年度までに整備する予定となっております。これら標準化される業務システムの仕様につきましては、今後マイナンバー法に対応した仕様が示されるものと考えられるところでございます。

なお、マイナンバー法に基づく情報提供・照会などの個人情報の利活用でございますが、連携している業務システム上での把握は可能ではございますが、当センターといたしましては各市町の具体的な件数等の把握はしてございません。

次に、地方公共団体情報システムの標準化・共通化についてでございますが、国は、地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティー対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が目標時期である令和7年度までに、標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行するとさせていただきます。

この対象業務でございますけれども、住民記録、固定資産税や国民健康保険など1.7業務が示されておりまして、現在戸籍、戸籍附票や印鑑登録の3業務につきまして検討中とされているところでございます。

次に、大項目の2つ目、新中間処理施設に関わる御質問のうち、焼却容量についてでございますが、施設規模につきましては、過去5年間のごみ排出量実績から算定した各市町の人口1人当たりのごみ排出量を原単位とし、この値に

国立社会保障・人口問題研究所から示された人口推計値を乗じ、各市町のごみ減量施策による削減効果を加味して推計した将来のごみ発生量に、災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理量を加え、施設規模を決定したところでございます。

地域計画や施設整備基本計画の記載内容についてでございますが、地域計画では、西胆振地域内の廃棄物のリサイクルを推進するため、リサイクルの現状や将来の目標、目標を達成するために必要なごみ処理施設の整備計画などを、また施設整備基本計画では、具体的にごみ処理施設整備の計画といたしまして施設規模の算定やごみ処理方式の選定、公害防止計画などを記載してございます。

次に、循環型社会形成推進交付金交付要綱についてでございますが、循環型社会形成推進交付金につきましては事務所や見学者スペースなどの整備が交付対象外となっております。

また、交付要件といたしましては、施設の耐震化や浸水対策、災害廃棄物を処理する設備を備えるなどの災害対策の強化、さらにエネルギー回収率を16.5%以上とすることなどが求められてございます。

次に、交付額についてでございますが、交付対象となる金額割合につきましては、交付割合が2分の1となる設備と3分の1となる設備を合わせまして事業費の約78%が交付対象と見込んでございます。また交付金の総額でありますけれども約61億円と見込んでございます。

次に、大項目の3つ目、現中間処理施設の解体についてでございますが、解体費用の試算額の内容につきましては、解体工事費に22億円、設計費、工事監理費、土壌汚染対策費で約1億円の合計23億円と試算してございます。

なお、土壌汚染対策費につきましては、ごみ処理施設が土壌汚染対策法の特定施設と位置づけられているため計上しているものでござい

ます。

試算の根拠でございますか、ごみ処理施設の解体事例は全国的に少なく、参考とすべき同規模事例も少ないことから、より正確な費用を把握するためコンサルタント会社に現中間処理施設解体工事の施工条件を提示した上で概算を依頼したところ、昨年11月に22億円との回答を得たところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) それでは、再質問を順次行っていきたくと思います。

まず最初に、共同電算について伺いたいと思います。

デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正についてなのですが、今答弁にあったようにマイナンバーカード利用者しか利用できないという性格のものであります。

確認の意味で伺いますが、マイナポータルで転出届や転入先市町村へ転入予約を行う、このことによって転入者本人は転入先の市区町村に届出を提出する必要性はないということなのかどうか、この点について伺います。

また、転入先市区町村は転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るといふうに言われているのですが、どれだけの時間短縮が図られるのかどうか、またどれだけの住民が利用するのか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) まず、転入届についてでございますが、転入地市町村への提出は必要とされてございますが、転入地市町村が転出地市町村から通知された転出証明書情報を基に必要な情報をあらかじめ印字し、準備しておくことも可能とされているところでございますので、窓口の負担は軽減されるものと考えてございます。

次に、時間短縮についてでございますけれども、転出届につきましては転出地市町村窓口へ出向く必要がなくなることで、転入届につきましても転入地市町村窓口が事前準備を行うことによりまして、これらの手続に要する時間短縮が図られると考えてございます。

また、住民利用についてでございますが、令和4年2月1日現在のマイナンバーカード交付率が全国平均で41.8%、全道平均で37.9%でありますことから、転出・転入者の約4割程度が利用可能な状況となっていると考えてございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） 転出・転入者の約4割程度の利用しか見込めないということであり、本当に必要なかというふうな感じがするのですけれども。

次に、データセンターについて伺います。

現在66の業務システムが稼働していると、さらに標準化、共通化で業務システムが令和7年度までに整備される予定だということなのですけれども、全ての個人情報がデータセンターに集積されることとなります。しかも、標準化される業務システムはマイナンバー法に対応した仕様が出されるということでもあります。全ての市町の個人情報がデータセンターに集積されることになるわけです。当然システム障害によって他の市町に波及するおそれがあるというふうに考えますけれども、この点について伺います。

また、これらを防止する意味でも、同一のシステムを市町で構築することが求められるかというふうに思うのですけれども、この点についても伺います。

○議長（児玉 智明） 安田事務局長

○事務局長（安田 智樹） システム障害による他市町への影響についてでございますが、現

在3市2町で運用している共同電算システムはそれぞれの市町の状態が他市町に影響を及ぼすことがないように、通信経路、業務システムやデータベースなどを市町ごとに分離し運用することで、個人情報の保護やデータの完全性を確保するよう努めているところでございまして、これまでのところ懸念の事態となったことはございません。

また、西いぶりデータセンターが災害等で機能しない場合に備えまして、機器性能は抑えてございますが、遠隔地に同一のシステムを構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） 市町ごとに分離しているから大丈夫だということであり、いつ何が起きるか分からないのがシステム障害、多く発生していますけれども、そういった状況にあるかというふうに思います。

先ほど答弁にあったように、個人情報の利活用についてデータセンターとしては把握していないということなのですけれども、これは広域行政の情報管理の在り方としてどうなのかと思うわけです。また、広域連合で広域連合個人情報保護条例が定められておりますけれども、保護条例上、個人情報がどのように守られているのか、この点について伺います。

○議長（児玉 智明） 安田事務局長

○事務局長（安田 智樹） 情報管理の在り方についてでございますが、共同電算センターで取り扱う西いぶり広域連合の関係市町の業務に関する個人情報につきましては、西いぶり広域連合個人情報保護条例第3条の2第1項におきまして、それぞれの当該関係市町の個人情報の保護に関する条例の定めるところとしていただいております。

共同電算といたしましては、業務システムの維持管理、運用を行っていることから、同条第

2項におきまして、実施機関としての責務、適正管理、職員の義務、委託に伴う措置、受託者の義務などや罰則規定を設けるとともに情報セキュリティポリシーを定め、物理的・人的・技術的対策及び運用におけるセキュリティ対策を実施しまして、関係市町の個人情報保護に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) つまり、広域連合保護条例の3条の2で、基本的には個人情報の保護についてはそれぞれの市町が責任を持って行うと、電算センターとしては個々の市町の個人情報については責任を負うものではないということで私は理解いたしました。つまり、関係市町の個人情報については除外されているということの意味すると考えます。

次に、地方公共団体情報システムの標準化・共通化の目的について伺いたいと思います。

国は標準化、共通化の目的を住民の利便性の向上と地方公共団体の行政運営の効率化に寄与するというふうに言っております。各自自治体で独自のシステムを構築し運用している自治体も当然あるわけでありまして。標準化、共通化で自治体の独自施策が後退する懸念があるというふうに考えますけれども、この点について伺います。

また、デジタル庁は令和3年11月26日に情報管理をグーグルやアマゾンに任せるという契約をしています。重要な個人情報が海外に流出する懸念もあります。この点についても伺います。

また、住民の利便性についてどのように図られていると考えているのか、行政運営の効率化とは何を意味するのか、この点についても伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 地方公共団体情報

システムの標準化・共通化の目的に関する御質問についてでございますが、標準化による独自施策につきましては、業務が標準化対象事務に含まれない場合におきましても、標準システムへ後づけで構築できるとしておりまして、独自施策を妨げるものではないというふうに伺ってございます。

個人情報の懸念についてでございますが、標準システムは国が用意するガバメントクラウド上での稼働とされ、そのデータセンターは国内にありまして、契約の期間中は国の統制ができ、解釈は国内法に基づくことなどの要件を満たすクラウドサービスとされております。さらに、地方自治体が活用する環境は高い機密性を確保するとされているところでございます。

住民の利便性及び行政運営の効率化についてでございますが、マイナポータルからの申請を前提とした仕様となりますことから、申請等に要する住民負担が軽減されるものと認識してございます。また、システムが標準化されることで制度改正等への対応の迅速化と経費の縮減効果が期待できると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) それはもうほとんど国が言っていることであって、国の言っているとおりに進むのであればマイナンバーカードはとくに全国民が取得しているということをおきたいというふうに思います。

改正個人情報保護法が通りました。この中で行政が保有する情報を匿名加工情報として秘匿化する、オープンデータとして利活用しやすい仕組みをつくらうとしているというふうに言われています。このような国の動向を見ても、個人情報が守られる保証はないということを指摘しておきたいと思います。

次に、新中間処理施設について伺います。

焼却炉の容量についてなのですけれども、それぞれの自治体の排出量、1人当たりの排出量、人口推計を勘案しながら、なおかつ災害廃棄物の処理量を基本として行うというふうに言われておりますけれども、この災害廃棄物の発生量を幾らとして試算されているのか。

また、新中間処理施設の通常の稼働率は何%としているのか、また災害廃棄物受入れ時の稼働率についても伺いたいと思います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 災害廃棄物の発生量でございますが、災害廃棄物処理計画では想定される廃棄物としまして約1万トン进行推計してございます。これを国の災害廃棄物対策指針に基づいて約3年間で処理するとして試算したところでございます。

また、施設の稼働率でありますけれども、通常時の稼働率は78%、災害廃棄物受入れ時の稼働率は82%で計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 通常でもって78%、22%程度の余裕がある、災害廃棄物を受け入れたときでも82%ということなのですけれども、通常、焼却施設の能力とは今言ったように、焼却炉については通常の100%の稼働率よりもさらに一、二割程度、処理能力があるというふうに言われておりますけれども、これらを勘案して容量を決定されたのでしょうか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 焼却施設の能力でありますけれども、通常、点検整備や故障対応に係る期間を差し引いて年間280日稼働として計画するところでございますけれども、新中間処理施設におきましては、将来のごみ量減少を見据えまして稼働初年度のごみ量ではなくて

稼働5年後のごみ量に合わせたこともございまして、稼働当初は年間300日まで稼働日数を増やして対応することも念頭に施設規模を設定したものでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) ということは先ほど述べた稼働率と災害廃棄物を受け入れた稼働率というのは、当然稼働当初の年度の稼働率とは違うということで理解していると思うのですけれども、この点はこの後機会があったらまた伺いたいと思います。

次に、循環型社会形成推進交付金交付要綱での交付要件について伺いたいと思うのですけれども、事務所や見学者スペースなどが整備の交付対象外となっているということで、そういった機能は交付対象にならないと。令和2年11月24日に提出された新中間処理施設建設工事請負契約の書類を見ますと、施設面積、施設規模、建物概要などが示されております。主要室としてプラットホームやごみピット、中央制御室、炉室などが記載されておりますけれども、会議室や展示室は交付対象外となっているのかどうか、これについて伺います。

また、エネルギー回収率を16.5%以上とすることによる工事単価の増はどの程度になると試算されたのか伺いたいと思います。エネルギー回収施設がなければ当然そういった問題もあるわけです。この点についてまず伺いたいと思います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) まず初めに、会議室や展示室につきましては事務所などと同様に交付対象外となっております。

次に、エネルギー回収率16.5%以上を達成するためには、蒸気タービン発電設備の発電能力を現施設よりも向上させることが必要となりますが、この設備に要する工事費は現施設の工

事費と比較すると約2億円の増となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） エネルギー回収率を16.5%以上にするによって、処理施設で2億円の予算が多くかかっているということなのだと思うのですけれども、私はやっぱり処理施設はシンプルで故障に強い施設が望ましいと思っています。

次に、交付対象外事業として事務所の整備が挙げられているわけなのですけれども、新中間処理施設に広域連合の事務所は整備されるのかどうか、この点について伺います。

○議長（児玉 智明） 安田事務局長

○事務局長（安田 智樹） 連合事務所の整備につきましては、プラントメーカーからの参考見積り結果なども踏まえまして、新中間処理施設内に設置することは高コストとなることが判明したことから、コスト削減を図るため新中間処理施設とは別に整備することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） 新中間処理施設内には設けないということなのですけれども、連合事務所を別途整備することによる具体的な計画と新中間処理施設内に管理棟として整備する場合とのコストの削減効果、先ほど言われましたけれども、この点について実際に新中間処理施設に今現在ある規模の事務所機能を設けるとすればどの程度かかるのか、この点についても伺いたいと思います。

○議長（児玉 智明） 安田事務局長

○事務局長（安田 智樹） 連合事務所の整備についてでございますけれども、リサイクルプラザ1階に整備する方向で現在検討を進めているところでございます。

コスト削減効果でございますが、新中間処理施設内に整備した場合は約2億円と見込まれたところでございますが、リサイクルプラザ内に整備した場合には、概算でございますけれども移転費用も含めまして約6,500万円と見込んでございますことから、差引きで約1億3,500万円のコスト削減効果があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） 1億3,500万のコスト削減効果があるということなのですけれども、リサイクルプラザ内への整備を検討しているということで、整備の実施についてはいつ頃を予定しているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（児玉 智明） 安田事務局長

○事務局長（安田 智樹） 事務所の整備時期についてでございますが、新中間処理施設の試運転が開始されるまでに事務所を移転することが、新中間処理施設供用開始後の現中間処理施設の速やかな解体も含めまして、効率的な運営に資することから、令和5年度中に整備を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉 智明） 常磐井 茂樹議員

○9番（常磐井 茂樹） 令和5年度中に整備を行いたいということになれば、当然令和4年度中に実施設計を含めて計画が出てくると思うのですけれども、連合事務所の整備に当たって、当然市町の負担軽減を図ることが求められるわけなのですが、連合職員が働きやすい、そういった環境の事務所となるよう求めておきたいと思います。

次に、現中間処理施設の解体について伺いたいと思います。

現中間処理施設の解体について、解体費用として解体工事費が2.2億、設計費が2,200万、

工事監理費に3,300万円、土壌汚染対策費に4,400万の合計22億9,900万かかるとい試算が示されています。中でも解体工事費以外で土壌汚染対策費が高額になっているわけなのですけれども、その理由がごみ処理施設が土壌汚染対策法の特定施設に位置づけられているということでもあります。当然想定される重金属類などがあるわけなのですけれども、例えばカドミウムや六価クロム、シアン、水銀、鉛などがあるが、こういった重金属類を想定しているのか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 調査対象となります重金属類でございますけれども、土壌汚染対策法の第2種特定有害物質に該当いたしますカドミウム、六価クロム化合物など10項目を想定してございます。これらにつきましては環境省の告示に基づきまして、溶出量と含有量の分析を行うことを想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 10項目の重金属類を、化合物含めて想定しているということなのですけれども、現中間処理施設というのはキルン式のガス化熔融炉であり、なんでも燃やせる施設として稼働しているわけです。金属類もメタルとし抽出し、熔融灰も骨材として出していると、実際には活用されませんでしたけれども。何でも焼却できる施設として稼働しているわけですから、どんな重金属類が出てくるかの想定は難しいのではないかとこのように考えます。また、重金属の種類によって当然処理方法が異なることとなりますから処理費が増嵩することも考えられますが、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 重金属類につきましては現中間処理施設で実施している環境測定

の結果ですとか、完全クローズでごみ処理を行っていることなどから、基本的にはほぼ検出されないものとは想定してございますが、処理が必要となった場合につきましては、土壌汚染対策法に基づきまして適切に処理してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 適正に処理していくということなのですけれども、解体工事については一昨年と同僚議員の答弁でも他都市の事例では大体5~8億だというふうな答弁があったわけなのですけれども、今回の解体工事費が22億余りと本当に高額になっているわけなのですけれども、高額になった理由はどういったものがあるかというのは当然出てくるかと思うのです。この解体費の高騰の要因、先ほど言いました特定施設に位置づけられているということもあるのでございますけれども、こういった要因でもって解体費が高騰しているのか、もう一つは解体に係る交付金の交付額は解体費用の何%と見込んでいるのか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 解体工事費が高額となった理由についてでございますが、敷地が河川に近接しているため地下水位が高く、ごみピット部分を解体するために特殊な工法を採用する必要があることが主な要因となっております。その他の要因といたしましては、労務単価の上昇や燃料費の高騰などによる影響もあるものと認識してございます。

次に、解体に係る交付金でございますが、解体工事費につきましては交付率3分の1——約33%となっております。

今後でありますけれども、施設の特性上解体時にダイオキシン類などの有害物質を飛散させないことが重要でございますので、安全な解体工事の実施を第一に施工方法などを検討してい

くとともに、あわせて経費圧縮の方策につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 最後に、新中間処理施設の交付率は約8割ですよね、一方現中間処理施設の解体の交付率は約3割ちょっと。当然新中間処理施設建設と解体はセットであるというふうに考えれば、解体費に対しては交付率をもっと上げてしかるべきではないかというふうに思うのですけれども、この点はぜひ国に対して働きかけていただきたいと。新しい処理施設を造って、さらに古い中間処理施設を解体して初めてセットで終わるわけですから、当然どちらもこの交付対象になっているわけですから、新中間処理施設の建設は高く、解体については3割ちょっとというのはやっぱり納得いかない。これはぜひ国に対して求めていただきたいというふうに思います。

もう一点は、当然新中間処理施設や現施設の解体等で市町の負担というのは大きいわけですが、この負担の大きさによって各市町も苦慮しているかと思うのですけれども、広域連合として一般搬入の処理手数料あるいは市町のごみ処分手数料の値上げになることのないように求めておいて、私の質問を終わります。

○議長(児玉 智明) これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長(児玉 智明) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時59分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 児 玉 智 明

署 名 議 員 天 神 林 美 彦

署 名 議 員 堀 博 志